

令和4年度住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

- 対象者 次のいずれかの世帯①令和4年6月1日時点で住民基本台帳に記録されている人で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯と既に本給付金を受給している世帯を除く
- 申し込み ①の世帯は準備ができ次第、確認書を郵送します。②の世帯は、詳細が決まり次第市ホームページで案内します。
- 問い合わせ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当 ☎ 38-2053 (平日・午前9時～午後5時)

個人市県民税の減免制度のお知らせ

- 市民税・県民税の減免の申請は郵送でもできますのでご利用ください。
- 対象 失業や前年と比較して所得が半減するなどの要件を満たす人
- 申し込み 納期限までに課税課市民税係(北館2階31番窓口)へ
※納付済の税額・納期限が過ぎた税額は減免の対象外です。詳しくは、市民税・県民税納税通知書で確認ください
- 問い合わせ 課税課市民税係 ☎ 38-2016

雨水貯留施設設置費用助成制度

- 対象施設 貯水槽の容量が100ℓ以上で、散水目的の市販のもの(市の基準に適合)
- 対象 市内の土地・住宅の所有者。所有者から設置の同意を得て使用する人※他条件あり
- 助成金 購入費・工事費の総額2分の1(1基の上限30,000円)
- 申請方法 12月23日(金)までに必要書類(市ホームページでダウンロード)を下記へ※施設を購入する前に申請してください
- 問い合わせ 下水道課 ☎ 38-2067

あしや市民活動センター登録団体の申請受付



- 対象 地域の課題解決に向けた取り組みを行い、登録要件(市ホームページ参照)を備えている団体
- 申し込み 6月15日～30日(日曜除く)に必要な書類(下記窓口で配布・市ホームページでダウンロード可)を下記窓口へ
- 問い合わせ あしや市民活動センター ☎ 26-6452

6月5日は「環境の日」です

太陽光発電・蓄電池設備の共同購入事業を開始しました。阪神7市1町と神戸市が連携し、市民の皆さんから太陽光発電・蓄電池設備の購入希望者を募り、一括して発注することで通常よりも安い価格で購入できる仕組みです。

問い合わせ 【登録・購入に関すること】みんなのうちに太陽光事務局 ☎ 0120-728-300(午前10時～午後6時・土日祝除く) 【その他】環境課 ☎ 38-2051



社会教育関係団体の登録申請

- 市民や地域社会のために自発的に社会教育活動を行う団体の登録を受け付けます。
- 登録要件 次のすべてに当てはまる団体①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動②希望者はいつでもその団体の活動に参加できる③構成員が10人以上で、市内在住・在勤・在学の者が6割以上である④主な活動の場・事務所が市内にある⑤原則として代表者が芦屋市内に在住、在勤または在学している⑥会則(あるいは規約)がある⑦代表者および役員が、その団体の活動により対価を得ることがない⑧活動のための自己財源を有し、適正に運営されている※他の要件は市ホームページをご覧ください
- 登録有効期間 10月1日～令和6年9月30日
- 申し込み 6月15日～30日(平日・執務時間内)に必要な書類(下記窓口で配布、市ホームページでダウンロード可)を郵送・Eメールまたは下記窓口へ
- 問い合わせ 生涯学習課 ☎ 38-2091/☒shakai.kyoiku@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

募集

公募提案型補助金の自主事業を募集

- 対象 社会教育関係登録団体で、次のすべての要件を満たす事業
①団体の専門性、得意分野を活かしたもの②広く一般市民や児童生徒を対象③市内在住・在勤・在学の30人以上を対象。会員が参加すること④市内の公共的施設で実施⑤10月1日から翌年3月31日までに実施⑥補助対象経費が3万円以上
- 補助金額 謝金・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・使用料等の3分の2(上限5万円)
- 申し込み 7月1日～20日(必着)で必要書類を持参または郵送で下記へ
- 問い合わせ 生涯学習課 ☎ 38-2091(〒659-8501 住所不要)

市民委員の募集

- 【環境処理センター施設整備基本計画検討委員会】
環境処理センター施設整備に関する基本計画の策定について審議するため、市民委員を募集します。
- 募集人数 1人
- 任期 7月1日～基本計画案策定完了(令和7年3月末ごろ)まで(年4回程度開催)
- 応募資格 市内在住・7月1日時点での年齢が満18歳以上※現在3つ以上の附属機関等の委員に選任されている人は応募できません
- 報酬 規定の委員報酬・交通費
- 申し込み 6月15日(必着)で住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記入し、「廃棄物(ごみ)処理施設の整備と環境」をテーマにした作文(様式自由・800字以内)を添付し、環境施設課まで持参もしくはEメールで下記へ※応募原稿は返却しません
- 選考方法 選考委員会で決定後、本人に通知
- 問い合わせ 環境施設課 ☎ 32-5391/☒info@city.ashiya.lg.jp(〒659-0032浜風町31-1)

【障がい者差別解消支援地域協議会】

- 障がいのある人の差別を解消するための取り組みを行うネットワークを構築するため、市民委員を募集します。
- 募集人数 1人
- 任期 7月～令和6年3月(年2回開催)
- 応募資格 市内在住・6月1日時点での年齢が満18歳以上※現在3つ以上の附属機関等の委員に選任されている人は応募できません
- 報酬 規定の委員報酬・交通費
- 申し込み 6月20日(必着)で住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を記入し、「障がいのある人が地域で差別のない生活を送るために必要なこと」をテーマにした作文(様式自由・800字以内)を添付し、郵送・ファクス・Eメールで下記へ※応募原稿は返却しません
- 選考方法 選考委員会で決定後、本人に通知
- 問い合わせ 障がい福祉課 ☎ 38-2043/FAX38-2160/☒info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)